

平安時代の仮名表記

——書き分けない音韻を中心に——

【憑論論文】

肥 爪 周 二

東京大学

【要旨】 平安時代、平仮名・片仮名による日本語表記が定着した後、そのシステムでは表現できない要素（撥音・促音のような新音韻や、外来語音）を、どのように組み込もうとしたか、特に「書き分けない」という選択をした事例に着目して考察した。

清濁を書き分けないことについては、「にごり」が持っているプロソディ的な性質と結びつける解釈が行われてきた。本稿では、促音・量的撥音便の撥音が零表記であったのも、音長というプロソディの範疇の性質を持つためと考え、さらに、守護国界主陀羅尼経長保頃点の、開拗音・合拗音全般を直音表記する方式も、「拗」の要素をプロソディ的に把握したものであった可能性を指摘した。つまり「書き分けない」要素は、いずれもプロソディに類する性質を帯びたものであって、たとえ外来音・新音韻など、既存の仮名の外側にある要素であっても、プロソディ的な把握に馴染まないものは、表記を工夫して書き分けることを志向すると推定した*。

キーワード：平安時代、仮名、撥音、促音、拗音

1. はじめに

かつて文字を持たなかった日本語に、隣接して中国という文明先進国が存在したのは、純然たる偶然である。先人たちは、偶然知ることになった中国の文字である漢字を利用して、様々な情報を記録するようになった。そして、それらの文字を流用して、日本語そのものを書き表すための工夫がなされるのも、時間の問題であった。その試行錯誤の過程については、これまでに多くの研究・考察が積み重ねられているが、残念ながら現存する資料が十分であるとは言えないため、あるところから先は、研究者によって、かなり異なる「日本語表記史」が思い描かれているというのが現状である。

本稿で扱うのは、平安時代になって、平仮名・片仮名による日本語表記がある程度定着した後、そのシステムでは表現できない要素、具体的には、新しく発達した撥音・促音といった音韻や、外来語音である漢字音独自の要素である拗音を、どのように日本語表記システムに組み込もうとしたかという問題である。ここで取り扱う事象の一部は既発表の内容であるが、本稿では「書き分けない」という選択をし

* 本稿の執筆に際し、貴重な聖教の拝観の機会をくださった石山寺・東寺各位、有益なコメントをくださった本誌の査読者には、記して感謝申し上げます。また本研究はJSPS19K00624の助成を受けたものである。

た場合に注目して、あらためて平安時代の仮名表記と音韻との関係について考えていきたい。

なお、平仮名・片仮名は、中国語を書き表すための文字である漢字をベースに創出されたものであり、漢字は必ずしも日本語音を書き表すのに最適の素材ではなかった。安→あ、末→ま、良→ら、奈→な、などのように、字源の多様な音節構造を捨象してCV構造の仮名に転用したものも多い。むしろ、日本語の文法的・語彙的性質から考えると、漢字にやや遅れて日本にもたらされたインドの梵字のような子音文字の系統（アブギダ）の方が、日本語を書き表すための表音文字として、よほど相応しかったはずである（母音体系の観点からも、梵字の方が日本語との相性が良い）。偶然の出会いによって、漢字をベースに、CV構造を基調とする平仮名・片仮名が創出されることになったものの、結果的に、本来中国語が持っていた閉音節や「拗音」要素を書き表す必要が生じた時に、様々な苦勞を強いられることになったのは皮肉なことである。

2. 清濁

ある音韻の対立を「書き分けない」例として、真っ先に思い浮かぶのは、清濁の対立であろう。繰り返し論じられてきた問題であるので、ここでは簡単に紹介するにとどめたい。

周知のように、平仮名・片仮名の体系において、古くは清濁の対立を書き分けなかった。濁点が広く普及するのは室町時代以降であり、それも必要を感じた時に付される任意の符号であって、必須のものではなかった。明治以降の活字印刷においてさえ、濁点が網羅的に付されていない事例は、それほど珍しくない。

上代の万葉仮名が清音仮名と濁音仮名を使い分けていたのに対し、平安時代に入って、平仮名・片仮名はその書き分けを放棄したと、かつては捉えられることもあった。しかしその後、一次資料として、多数の木簡が発掘されたことにより、むしろ実用の世界においては清濁を書き分けないのが一般的であり、万葉集・古事記・日本書紀のような文芸・史書における万葉仮名の様相の方が、特別なのであったと考えられるようになっている（犬飼 1992・2005）。

平仮名・片仮名が清濁の書き分けを持たなかったことについては、早く亀井(1965)の考察があり、濁音（または清音に加えられる要素としての「にごり」）がアクセントに似た性質を持つことと結びつける解が提出され、その後も多くの賛同者を得ている（小松 1971・木田 1978・清瀬 1985・豊島 1992・大槻 1999 など）。稿者も基本的に亀井の捉え方に賛同するものである。

なお、本稿では「書き分けない」とやや簡略化した表現を採用しているが、音素の対立を書き分けないということと、ある音素そのものを表記に反映させないということとは、まったく異質な現象であると考えられる一方で、意外に前者と後者の線引きが難しいというのも事実である。たとえば、次節でも言及する促音は、平安時代には表記しない（零表記である）のが原則であった。「もちて」の促音便形の

「もって」は「もて」と表記され、時に表記通りに促音を発音しないこともあったであろう。これは促音を「表記しない」と表現するのが一般的であるが、促音の有無を「書き分けない」とも表現できるし、促音を長子音とみなせば、子音の長短の対立を「書き分けない」という捉え方もできる。また一方で、撥音の一部は同様に零表記を取るのであり、促音との対比で言えば、促音と撥音を「書き分けない」ということになろう。

どのような表現を採用するかは、表記システム全体を体系的な観点から解釈することによって決定されることになる。本稿では、雑多な事案が混在することを認識しつつも、一括する場合には、便宜的に「書き分けない」と表現することにする。

3. 撥音・促音

3.1. 二種の撥音

日本語史の一般的な説明では、平安時代に撥音便・促音便が発達したことにより、日本語に閉音節が登場（再登場？）した、ということになっている。文献資料に直接的に現れないだけであって、上代語の段階ですでに閉音節（あるいは撥音便・促音便）は存在した、という考え方もないわけではないが、ここでは通説に従っておく。

さて、日本語に撥音が発達した初期の段階においては、m 音便・n 音便という二種類の撥音便があったという説が、中田（1951）によって提出されており、多くの日本語史の概説書が、これに沿った説明を採用している。以下に中田説を要約する。

青谿書屋本土左日記において、和語の撥音は、「よむだる（くよみたる）」「つむだる（くつみたる）」「をむな（くをみな）」の場合は「む（ん）表記」。「あらざなり（くあらざるなり or あらざりなり）」「きたなり（くきたるなり）」「しじこ（くしにしこ）」の場合は「零表記」というように、音便を起こす前の音の違いにより表記に差がある。平安時代の訓点資料の用例を勘案すると、ヒ・ビ・ヘ・ミ等に由来する「む（ん）表記・ム表記」の撥音は固有の音価 [-m] を持っており（m 音便）、ニ・リ等に由来する「零表記・ン表記（古くは一画で✓）」の撥音は固有の音価 [-n] を持っていた（n 音便）。

訓点資料では、以下のようなものが典型例として挙げられる（築島 1969 による）。n 音便に「✓表記」が現れるのは、11 世紀以降とされる。

① m 音便の例

勝 フムタ（くフミタ）	〔四分律行事鈔平安初期点〕
歴 エラムテ（くエラピテ）	〔漢書楊雄伝天曆 2 年（948）点〕
使 ツカムマツル（くツカヘマツル）	〔蘇悉地羯羅經略疏天曆 5 年（951）点〕
固 ネムコロ（くネモコロ）	〔法華經玄賛平安中期点〕

② n 音便の例

葦蕤 キスイトサカナリ (<サカリナリ)

〔大唐三蔵玄奘法師表啓平安初期点〕

奈世无尔加 (<ナニセムニカ)

〔有年申文・貞観9年(867)〕

敦 イカソ (<イカニゾ)

〔漢書楊雄伝天曆2年(948)点〕

足 タ✓ヌ (<タリヌ)

〔秘密曼荼羅大阿闍梨耶付法伝康平3年(1060)点〕

何 ナ✓ソ (<ナニゾ)

〔法華経遊意承保4年(1077)点〕

焉 イツク✓ソ (<イツクニゾ)

〔大慈恩寺三蔵法師伝承德3年(1099)点〕

多くの資料の調査の積み重ねにより、確かに中田の指摘するような書き分けが存在したようであると、現在では広く認められている。この二種の撥音は、院政期頃から混乱しはじめ、鎌倉時代に入ると区別が失われて、単一の音韻になったとされる。

中田説は、平安時代の撥音が、現代語のように後続音に依存して様々な異音が現れる音韻ではなく、後続音に影響されることなく、音的に固定していたとするものである。しかしながら、この著名な説は、日本語史の研究者の間ですら十分に意義が理解されていないかもしれない。概説書の記述はどうしても簡潔になりすぎるため、この m 音便・n 音便の説明も、ヘボン式ローマ字綴りにおいて撥音に m と n を使い分けると同種の現象（つまり音声レベルの現象）として読み流されてしまうことが多いのではないと思われる。また、平仮名の「ん」と片仮名の「✓」が、平安時代には異なる音韻に対応していたとする説明も、理解を混乱させる一因となっていると思われる。「ん」は元々は /mu/（ときに /mo/）に対応する平仮名であって、撥音専用の文字ではなかった（つまり「ん＝ム」であった）。これに対し、「✓」は片仮名の体系の外側に考案された符号であった（つまり「ん≠✓」であった）。以上を整理すると表1のようになる。

表1 中田説による二種の撥音便

	音便を起こす前の音	平仮名表記	片仮名表記
m 音便	ヒ・ビ・ヘ・ミ等	む(ん)	ム
n 音便	ニ・リ等	零	零→✓

しかしながら、この中田説には若干の問題があるため、肥爪（2008・2019）において、以下のような修正案を提出した。

【肥爪修正案】

- ①【m 音便】m 音便は中田説の通り [-m]。後続音に制限がなく、清音やア行・ヤ行・ワ行音の前にも立ち、語末（後続音なし）に立つことも可能であった。
- ②【量的撥音便（n 音便から改称）】量的撥音便は、後続子音を延長した音。後続音は [n-, m-, ⁰g-, ⁰dz-, ⁰d-, ⁰b-] のような鼻音性を持った子音に限定される（ニが撥音化した場合、後続の清音は必ず濁音化したと推定される）。訓点資料

の用例は、結果的に [-n] であるものに集中するが、それは本質ではない（ダ
ンモ<ダニモ、イカンガ<イカニカのような例もある）。

m 音便が後続音に制限を持たない典型的な事例は、尊敬の接頭辞「おほむ（<
おほみ甲）」で、「おほんありさま・おほむいらへ・おほむよろこび〔源氏物語絵巻〕
のような例が指摘できる。語末の例としては、「なりひらのあそむ（<あそみ甲）〔古
今集高野切 63〕」「たひらのさだふむ（<さだふみ甲）〔同 964〕」「臣（オム）（<オ
ミ甲）〔前田本雄略紀院政期点 92〕」のようなものがある。尊敬の「おほむ」には自
立語用法もあった。

従来、表記の異例（m 音便の零表記、量的撥音便のム表記）とされていたもの
は、バ行・マ行の前に集中しており、それも、この条件下で二種の撥音が音声的に
接近するため、混乱が生じやすかったためと説明できる。ただし、発音の意図は明確
に異なるので、バ行・マ行の前でも二種の撥音は書き分けるのが大原則である。
「里親 /sato'o'ja/」と「砂糖屋 /sator'ja/」が、実際の会話のスピードにおいて聞き分
けられないくらいに接近しても、それがただちに音韻レベルでの混乱を意味しない
のと同様であろう。

3.2. 促音との関係

ここで注意が必要なのは、促音と量的撥音便の撥音との関係である。促音と量的
撥音便の撥音とは、完全な相補分布をなしており、後続音節の頭子音に対する待機
音という共通の性質で括ることが可能である。つまり、音韻としては単一のもので
あった可能性が出てくる。表記の面でも、これらを区別せず、零表記または特殊符
号表記（✓）で書き分けないことが珍しくない。

以下、具体的な資料の実例を示す。促音便と量的撥音便がともに零表記であるも
の、特殊符号表記であるものを、それぞれ一資料ずつ挙げる。例示した訓み下し文
において、片仮名は仮名点、（ ）内の平仮名は稿者による補読を意味する。〈 〉
内は漢字の音訓に相当する部分（現代表記に準じて送り仮名と振り分けた）。濁点
は付さない。

3.3. 三論祖師相伝鎌倉初期写本

東寺観智院金剛藏蔵（第 131 箱第 44 号）、一帖、院政期～鎌倉初期写本、内題「三
論宗祖師相伝」。当資料の和語の該当音便形は以下の通り（原本調査による）。

① m 音便

〔ム表記〕噎（ムセ）ムテ既（に）吐（ク）コトラモ得不（るか）如シ（噎如
既不得吐）〔10 丁裏〕、履（フムモノ）〔27 丁表〕、苦（ネムコロ）ニ請（ふ）〔34
丁裏〕

〔零表記〕翰（フテ）〔2 丁裏〕、其（の）深解（を）蘊（ツ、）テ〔31 丁裏〕

②量的撥音便

〔零表記〕一〈ツハヒラカ〉ス〈ツバヒラカニス〉〔3丁裏〕, 奚何〈ナソ〉〔18丁裏〕

③促音便

〔零表記〕一文モテ〔1丁表〕, 杖モテ〔1丁表〕, 鑿〈ホ〉テ〔12丁裏〕, 神葉ヲモテ諸大石二滴〈ソ、〉ク〈神葉滴諸大石〉〔13丁表〕, 汝〈の〉束髮〈を〉剃〈ソ〉テ〈剃汝束髮〉〔20丁裏〕, 謂〈カタ〉テ曰ク〔26丁裏〕, 所願アテカ〔26丁裏〕, 論師其〈の〉戸〈ト〉ニ跨〈マタカ〉テ〈論師跨其戸〉〔27丁表〕

すでに m 音便と量的撥音便の区別が解消されつつある時期の資料ではあるが, m 音便はム表記, 促音便・量的撥音便は零表記という原則があると見て良いであろう。m 音便の零表記, 「翰〈フテ〉」「蓋〈ツ、〉テ」の2例が例外となるが, いずれもウ段音の直後の例であり, m 音便形ではなく, ウ音便形の短表記である可能性がある。この資料には, イ段音の直後のイ音便に関しても, 「縦意〈ホシマ、〉ニ〔6丁裏〕」「携〈ヒサ〉ケテ〔28丁裏〕」のような短表記の例がある（「ヒキサグ〜ヒイサグ〜ヒサグ〜ヒッサグ」については築島 1963 参照）。

促音はリズム上の空白と認識されやすいので, これを表記しないという感覚は, 現代の日本語話者にも, 比較的受け入れやすいものであろう。音長（母音・子音の長短）やリズムは, 言語によってはプロソディの範疇で処理するのであり, これらを表記に反映させないということは, 諸言語の表記を勘案しても, 不自然なことではない。平安時代の量的撥音便は, 後続音節の頭子音を延長したものであり, 後世の撥音一般よりも, 促音に通じる性質の強いものであったと推定される。

3.4. 高山寺本古往来院政期点

高山寺本古往來は, 平安時代の書簡文例集であり, 院政期の加点がある変体漢文資料として, きわめて重要なものである。この文献の音便形の表記については, すでに小林 (1972)・沼本 (1972) で整理されている。「量的撥音便」という概念を導入して整理すると, 当資料の和語の該当音便形は以下の通りである（〔 〕内の数字は所在行数）。

① m 音便

〔ム表記〕慣〈タ (の)〉ムテ〔114〕, 當〈イトナ〉ムテ〔196〕, 臨〈(の) ソ〉ムテ〔182〕, 読〈ヨ〉ムテ〔195〕, 涙〈ナムタ〉〔196〕, 守〈カム〉ノ殿〈(と)ノ〉〔208〕, 憑ムテ〔289〕, 固〈ネムコロ〉ナラハ〔292〕, 撰〈エラ〉ムテ〔339〕, 君〈キム〉達〔372〕, 藏人〈クラムト〉〔372〕
〔✓表記〕主水司〈モ✓トリツカサ〉〈モヒドリ〉〔343〕

②量的撥音便

〔✓表記〕何〈ナ✓〉ソ〔57・297・335〕, 件〈クタ✓〉ノ〔106〕, 何為〈イカ✓セ〉ム〔162〕, 罷越〈マカリコ〉エ✓タ〔244〕, 何〈ナ✓〉ノ〔257・291〕, 可シ成〈ナ〉✓ヌ〔257〕, 可シ足〈タ〉✓ヌ〔341〕, 如何〈イカ✓〉(そ)〔373〕,

承リヲハ✓ヌ [384], 足而已〈タ✓ヌナラクノミ〉 [435]

〔零表記〕畢〈オハ〉ヌ [11], 蒙〈カフ〉ヌ [124], 去〈サ〉ヌル [141], 承
 〈うけたま〉ハ〉ヌ [359]

③促音便

〔✓表記〕挙〈コソ〉✓テ [221], 持〈モ〉✓テ [244]

〔零表記〕奉〈タテマツ〉テ [12], 至于〈イタ〉テ [23・266], 有〈ア〉テ [47],
 募〈ツノ〉テ [99], 進〈タテマツ〉テ [99], 依〈ヨ〉テ [111・160], 放〈ハナ〉
 テ [115], 浸〈ヒタ〉テ [147], 因〈ヨ〉テ [191・394], 蒙〈カフ〉テ [206],
 交〈マシハ〉テ [255], 纏〈モトヲ〉テ [267], 返〈(か)へ〉テ [270], 降〈ク
 タ〉テ [381・419],

〔ツ表記〕来訴〈ウツタ〉フ (〈ウルタフ〉) [82], 追〈ヲ〉ツテ [63]

〔不明〕奉ツテ [319] (零表記ともツ表記とも解される)

この資料では、m 音便と量的撥音便の区別が、かなりよく保たれている。量的
 撥音便と促音便は、ともに✓表記・零表記を併用するが、量的撥音便は✓表記を主
 とし、促音便は零表記を主とするというように、大きく比率が逆転している。

助動詞「む」は、「う」と交替する（現代語の助動詞「う」に連なる形）ことか
 ら考えて、m 音便（ウ音便形と交替しやすい）の状態を経て、撥音形「ン」に転
 じたと考えられる（肥爪 2019）。この資料における助動詞「む」の表記は、「ム」
 を原則としながらも、一部「✓」が混じており（9 例）、実際には m 音便と量的撥
 音便の混乱は進行していたものと思われる。

3.5. 促音の独立

以上のように、量的撥音便の表記は、同じ鼻音系の音節末子音である m 音便よ
 りも、促音便と共通の性質を示している。やはり、量的撥音便の撥音と促音とは、
 単一の音韻であり、鎌倉時代に入った頃、m 音便の撥音が後続音に同化するよう
 になったことにより、後続音節に対する待機音のうち、鼻音性を持ったもの（量的
 撥音便）と合流し、その結果として、促音が音韻として独立したと考えるのが妥当
 なのではないだろうか（後続音に清音も許容する m 音便の性質は合流後も継承さ
 れるので、促音との相補分布は成り立たなくなる）。独立した結果として、促音独
 自の表記として「ツ」が普及するようになったと考えると、表記史的にも整合性が
 出てくる。促音のツ表記は院政期頃から見えはじめるが、一般的になってくるのは、
 鎌倉後期以降とされるのである（小林 1971）。

3.6. 連濁形と促音挿入形

なお、促音の零表記に関連して、以下の問題も指摘しておきたい。

現代共通語にも、「むこうがわ～むこうっかわ」「おおじろい～おおちろい」「う
 わづら～うわつら」「おとこぶり～おとこっぶり」のように、連濁形と促音挿入

形が併存する語がある。同じ意味の単語が二つの形式で併存するのは不経済であるので、多くの場合どちらかが淘汰されてしまう（どちらを残すかは方言により好みの差が出る）が、過去の文献資料の用例を集積すれば、様々な連濁形・促音挿入形のペアを指摘することができる。この促音挿入形の確例は鎌倉時代に入らないと確認できないけれども、それは、この形式が俗語的であって文献資料に現れにくいということ以上に、平安時代には促音を表記しないのが標準的なスタイルであったことによる。つまり平安時代には、連濁も促音挿入も、表記には反映しない（書き分けられない）タイプの現象であったのである。

なお、連濁形は融合、促音挿入形は分割というような正反対のイメージが持たれやすいが、音声的にはいずれも内部境界の強化形とみなすのが相応しいであろう。特にハ行音の場合、語頭・語中とも緩みの著しい清子音に対し、濁音化・促音挿入した場合には、現代に至るまで閉鎖（強い音形）が維持されているという共通点がある。

ハ行清子音

語頭 [p-] > [ϕ-] > [h-] (ウ段以外)

語中 [-p-] (or [-b-]) > [-ϕ-] (or [-β-]) > [-w-] > ∅ (ア段以外)

濁音化 [-^mb-] > [-b-]

促音挿入 [-pp-]

4. 拗音

4.1. 拗音の表記の歴史

キヤ・キユ・キヨ等の開拗音、クワ・クキ・クエ等の合拗音は、元々は漢字音という外来語音の要素にとどまるものであった。しかし、漢字はかなり早い時期から日本文化に絶大な影響を与え、その漢字の中国語音を写した日本漢字音も、長い時間をかけて日本語の音韻体系に馴染んでいった。開拗音について言えば、中央語において、院政期頃にはオノマトベに、室町時代以降は和語（固有語）に侵食して現在に至っている。和語への侵食は、「スレバ>スリャア」「ヒオトコ（火男）>ヒョットコ」のように音節の融合によるものを典型とする。結果（現代語）の側から見れば、拗音がオノマトベ・和語にも見られることは、何ら特別なことではないのであるが、ティ・トゥ・ファのような狭義の外来語音が、いまだオノマトベの音としても一般化していないことを考えれば、拗音の和語への侵食が、日本語史上の意外に大きな事件であったことは了解されよう。

訓点資料・仮名文資料の研究の蓄積により、開拗音・合拗音の表記の歴史は、必ずしも平行的に展開したわけではなかったことが明らかにされている。これは、日本語に受容する際の様式の差を反映したものであると考えられる。小林（1963）・築島（1969）などを踏まえると、開拗音・合拗音の表記の歴史は以下のように概括される（1単位表記・2単位表記は稿者による整理で、拗音拍を何文字で表現する

かを基準とする)。

開拗音 平安初期から仮名表記あり。

ア行表記・ヤ行表記	→ 2 単位表記
直音表記 (サ行・ザ行に集中)	→ 1 単位表記
拗音仮名表記 (原則サ行・ザ行のみ)	→ 1 単位表記
類音表記	

合拗音 仮名表記は遅れて発達。

ワ行表記 (11 世紀以降)	→ 2 単位表記
直音表記 (極めて稀)	→ 1 単位表記
拗音仮名表記	→ 1 単位表記
類音表記	

ア行表記・ヤ行表記・ワ行表記とは、「シア」「チオ」「シヤ」「チヨ」「クワ」「クキ」のように仮名二字で表記するもの、直音表記とは「サウ^(正)」「ス^(主)」のように同じ母音で対応する直音で表記するもの、拗音仮名表記とは「者ウ^(正)」「序ウ^(承)」「火ク^(獲)」のように通常の仮名と組み合わせて拗音拍を表記するもの、類音表記とは「尺^(釈)」「令^(梁)」「決^(血)」のように字音全体を別の漢字で表記するものである。1 単位・2 単位は表記を基準とするが、これは開拗音・合拗音を 1 単位的に受容するか、2 単位的に受容するかということと連動する。1 単位的とは、現代の外来語で言えば、テイ・トゥ・ファのような受け入れ方、2 単位的とは、ウィ・ウェ・ウォのような受け入れ方のイメージである (ウインク・ウエット・ウォークなど、表記のいかんによらず、短歌・俳句においては 1 音扱いしにくい)。

開拗音は、平安初期から仮名二字による表記がある程度普及していたのに対し、合拗音は、拗音仮名表記・類音表記が先行し、仮名で表記すること自体がなかなか行われず、クワ・クキ等の仮名二字で表記する方式は、11 世紀以降にようやく目につくようになる。つまり、拗音移入の当初、開拗音は 2 単位的に、合拗音は 1 単位的に受け入れられたと考えられるのである (ただし、サ行・ザ行開拗音は、1 単位的にも受け入れられた)。開拗音について補足すると、「逆〈キアク〉、捨〈シア〉、敵〈チアク〉〔金光明最勝王経平安初期 (830 頃) 点〕」「羌〈キイヤ (う)〉、跡〈シイヤク〉〔法華義疏長保 4 年 (1002) 点〕」のような表記例をも勘案し、開拗音は「キヤ」「キヨ」等の表記通りに 2 単位的に移入され、日本語に同化しきれていない状態を経て、室町時代頃ようやく 1 単位化 (1 モーラ化) したということである (肥爪 2019)。

「サウ^(正)」「ス^(主)」のような、いわゆる直音表記がサ行・ザ行開拗音に集中してみられるのは、古代日本語のサ行・ザ行子音の音声的特徴 (アイヌ語の /s-/ [s- ~ ʃ-] のように調音位置の許容幅が広がった) に由来するものであろう (肥爪 2019)。拗音仮名表記は、拗音を一字で表記するという意味で 1 単位表記であり、サ行・ザ行の開拗音と、(カ行・ガ行の) 合拗音に事実上限定される。

4.2. 守護国界主陀羅尼経長保頃点

以上のような開拗音・合拗音の受容・表記の歴史は、多くの文献資料の調査から帰納されたものであるが、このような見通しに、大きく反する資料が存在する。

石山寺本守護国界主陀羅尼経長保頃（1000頃）点（校倉聖教16函1号）の拗音表記の特徴は、すでに大坪（1953）により報告されたものである。ただし、白点は蛍光灯の光では判読が困難なことが多く、大坪の調査はLEDライトが存在しなかった時代のものなので、今回、原本調査に基づいて、あらためて全体像を紹介するものである。

以下、同資料の中核をなす長保頃（1000頃）点、つまり白点第1種（巻1・2・3・4・6・7・10）および朱点第1種（巻5）の漢字音の拗音について紹介する。巻5のみが朱点であるのは、大坪の指摘する通り、同巻には長保頃点に先行する白点（判読困難）があり、それとの干渉を避けるため処置であろう。巻5の朱点と他の巻の白点との間で、仮名字体・ヨコト点ともに完全に一致しており、同筆と考えて問題ない。漢字音の特徴も一致している。

仮名字体は表2のようなもので、ク・ツ・フ・マ・エなどに珍しい仮名を含んでいる。ヨコト点は乙点図（慈覚大師点）であることが、小林（1979）などによって明らかにされている。

表2 守護国界主陀羅尼経長保頃点・仮名字体表

符	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
			禾	ウ	ヤ	一	ハ	大	タイ	カ	ア
	口	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
		井	リ		三	ヒ	ニ	千	い	一	尹
									し		
有	給		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	ハ		ル	ユ	ム	ハ	ヌ	フ	ス	ク	ウ
事	奉	エ	レ	江	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
	キ	ハ	レ	エ	メ	ヘ	ル	ス	セ	ケ	エ
時	テシ	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		ハ	ロ	ム	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

大坪が指摘するように、仮名音注において、開拗音・合拗音が「逆〈カク〉(←ギヤク)」「帰〈キ〉(←クキ)」のように、すべて直音表記となっている点が、本点の最大の特徴である。

開拗音

〔サ行・ザ行〕捨〈サ〉, 灑〈サ〉(音訳), 俸〈サ〉(音訳), 奢〈サ〉, 遮〈サ〉(音訳), 邪〈サ〉, 惹〈サ〉(音訳), 麝〈サ〉, 箏〈サウ〉, 盛〈サウ〉, 積〈サク〉, 析〈サク〉, 斫〈サク〉(音訳), 錯〈サク〉, 雀〈サク〉, 輸〈ス〉(音訳), 趣〈ス〉, 洲〈ス〉, 聚〈ス〉, 終〈スウ〉, 巡〈スウ〉, 旬〈ス〉(音訳)

〔サ行・ザ行以外〕客〈カク〉, 逆〈カク〉, 寵〈タウ〉, 場〈タウ〉, 鐸〈タク〉, 笛〈タク〉, 敵〈タク〉, 勅〈トク〉, 濁〈トク〉, 猛〈マウ〉, 梁〈ラウ〉, 亮〈ラウ〉, 慮〈ロ〉

合拗音

〔カ行・ガ行〕曠〈カウ〉, 礦〈カウ〉, 曠〈カウ〉, 画〈カク〉, 活〈カチ・カ〉, 濩〈カム〉, 冠〈カウ・カ〉, 跪〈キ〉, 帰〈キ〉, 愧〈キ〉, 卉〈キ〉, 悔〈ケ〉, 懸〈ケ〉, 倦〈ケム〉

開拗音+合拗音

〔カ行・ガ行〕傾〈カウ〉(法華經単字 クキヤウ), 獲〈カク〉(法華經単字 グキヤク)

「音訳」と表示したものは、いずれも漢文中の音訳語の付音例である(陀羅尼の付音例は存在しない)。直拗の判定は、諸種の資料を参照した帰納的呉音によった(現行漢和辞典の呉音とは異なる場合がある)。「開拗音+合拗音」とは、クキヤウなどのように開拗音と合拗音の性質を兼ねた音形を持つものであり、平安・鎌倉時代には、呉音資料・漢音資料を通じて一般的なものである(法華經単字として引用したのは、保延本法華經単字の鎌倉時代後筆の仮名であり、濁点は反切に付された保延2年(1136)の濁声点による)。

仮名音注で開拗音・合拗音がすべて直音表記される一方で、類音注の場合は、これも大坪に指摘されているように、拗音が期待される漢字には、拗音として読める音注が選択されている。ただし、合拗音については、日本漢字音で合拗音形が現れるカ行・ガ行のア段・イ段・エ段についてのみ、この方針が採用され、それ以外の場合は、(中古音に照らして)開合の一致しない音注も散見される。

開拗音：一致

頸〈翌〉, 馭〈魚〉(漢音?), 商〈生〉(音訳), 洲〈主〉, 豎〈主〉, 醜〈主〉, 崇〈衆〉, 舟〈主〉, 昇〈勝〉, 暢〈長〉, 澄〈重〉, 敵〈着〉, 摺〈着〉, 弱〈若〉, 壁〈白〉, 冥〈命〉, 鳴〈命〉, 猛〈明〉, 圀〈両〉

合拗音：カ行・ガ行のア段・イ段・エ段のみ一致

慣〈宦〉, 緩〈官〉, 緩〈宦〉, 毀〈貴〉, 均〈橘〉, 罍〈化〉, 悔〈化〉, 拳〈卷〉, 蹠〈卷〉

(開合不一致例) 昏〈根〉, 権〈言〉, 昏〈信〉, 軟〈難〉, 恋〈連〉

本点の類音注は、中国中古音を基準にすると合致しないものが多く、明らかに和製の音注である。以上のような開拗音・合拗音の類音注のあり方も、一般的な日本漢字音の音形を前提としたものということになる。

本点の拗音表記のあり方は、類例の指摘できない、きわめて珍しいものである。開拗音の直音表記は、訓点資料においてはサ行・ザ行についても比較的少ないとされており(築島 1969)、ここまで大量に直音表記の例がある資料は、まったく知られていない。特に、合拗音の直音表記は、平仮名文献を含めてもほとんど例がなく、築島(1969)が挙げる平安時代の6例のうち、4例が当資料からの引用である。

仮名音注と類音注は同筆であり、また、同時代の他の字音資料の状況を勘案しても、加点者は開拗音・合拗音を明確に直音から区別して発音できたと考えられるので、本点の直音表記は、文字通り表記の問題であって、実際の発音においては、開拗音・合拗音として発音されていたと推定する。

さて、以上のように、本点における拗音の仮名音注では、例外なく直音表記が採用されているのであるが、拗音に準じて取り扱う必要のある、㊦イ形・㊧ウ形の場合はどうであろうか(㊦イ形とはスイ・ツイ・ルイ等、㊧ウ形とはキウ・チウ・ニウ等を意味する)。

中国中古音の止摂合口字の対応する日本漢字音の音形は、カ行・ガ行の場合には、クキ・グキというワ行表記の合拗音形、それ以外の場合には、スイ・ツイ・ルイ・ユイ等、ア行表記の二重母音形という、相補分布をなしているのは周知のことである(ウイは存在せず、ワ行のキとなる)。結果的に、呉音・漢音の範囲内には、ウイ・クイ・グイという二重母音形が存在しないことになった(止摂合口字ではないが、唐音にならば、ウイロウ(外郎)・シツクイ(石灰)のような例がある)。

一方、ウ段拗音の分布にも極端な偏りがあり、短いウ段拗音は、実質的にシュ・ジュのみであって、他の行のウ段拗音は、キュー・チュー・ニュー・リュー等の拗長音形で現れるのも周知のことであろう。これらの拗長音は、歴史的にはキウ(旧)・チウ(注)・ニウ(乳)・リウ(柳)等のア行表記の二重母音形(およびキフ(急)・ニフ(入)・リフ(粒)等のp入声音)に遡る(肥爪 2001・2019)。ただし止摂合口字におけるクキ・グキの場合とは異なり、サ行・ザ行にはシウ・ジウの二重母音形も併存していた。

つまり、対になる水平二重母音である㊦イ形と㊧ウ形とは、拗音を含めて、以下のように整理することが可能であり、それぞれ合拗音・開拗音に隣接することが理解されよう。

止摂合口	ワ行表記	クキ	→キ(鎌倉時代以降)
	ア行表記	スイ・ツイ・ルイ等	→○
ウ段拗音	ヤ行表記	シュ・シユウ	→○
	ア行表記	キウ・シウ・チウ等	→キュウ・チュウ等(室町時代以降)

拗音の仮名音注がすべて直音表記される本点においても、㊦イ形・㊧イ形のような拗音に隣接する音は、ごく普通に「ア行表記」の二重母音形が採用されていることを指摘しておく（「洲」のみ直音表記もあり）。つまり、本点では、㊦イ形・㊧イ形は拗音の範疇から外れているということである。

㊦イ形

吹〈スイ〉, 遂〈スイ〉, 垂〈スイ〉, 酔〈スイ〉, 瑞〈スイ〉, 髓〈スイ〉, 墜〈ツイ〉, 追〈ツイ〉, 遺〈ユイ〉, 惟〈ユイ〉

㊧イ形

休〈キウ〉(漢音), 毬〈キウ〉(漢音?), 洲〈シウ〉, 柱〈チウ〉, 偷〈チウ〉, 胃〈チウ〉, 柔〈ニウ〉, 乳〈ニウ〉, 膈〈ユウ〉(例外的)

繰り返しになるが、この資料は様々な点でかなり特殊なものであり、拗音の表記についても、類似する資料は報告されていない。前述の通り、片仮名の字体もかなり珍しいもので、他の資料では知られていない仮名が含まれている。この特殊な資料の存在は、先述の開拗音2単位的・合拗音1単位的という拗音受容の見通しが不適切であったということではなく、平安中期(10世紀)には、後世に継承されなかった別種の拗音受容方式も存在したということの意味するものであろう。平安時代にどのような方式で漢字音の学習が行われていたかは不明な点が多いが、明治以降のような統一された方針による均質な学校教育が行われていたわけではなく、江戸時代のように学習教材(往来物など)の出版が盛んであったわけでもない。平安中期は、拗音だけではなく、撥音・促音の表記や、漢字音の子音韻尾の表記が流動的であり、平仮名・片仮名では直接表現しがたい要素をどのように書き表すかが、同時平行的に試行錯誤されていた時期であった。

4.3. 点字 / palatal prosody

音韻として区別できているのに、直拗の対立の書き分けを放棄するというのは、現代人の感覚からすると奇妙であるが、一つの可能性として、「拗」の要素をプロソディに準じて把握したため、清濁や子音の長短(促音便・量的撥音便)を書き分けられないと同様に、直拗の対立も書き分けなかったということが考えられる。

現代語の例になってしまうが、日本語の6点式点字では、濁音符・半濁音符と同レベルのものとして拗音符が設定されている(図1)。

カ行音の場合、下右の点がカ行子音を表し、上左・中左の3点の組み合わせが母音を表す。補助符号は左に添える6点で表し、中右が濁音符、下右が半濁音符、上右が拗音符である。つまり直拗の対立は、清濁の対立と同レベルの処理により表示されるのである。ただし、点字は自然発生的なものではなく、記号としての経済性を重視した、あくまで人工的なシステムである。

一方、自律分節音韻論による日本語分析において、口蓋化自律分節を設定することがある(Mester & Itô 1989)。これは下記のような現代語のオノマトペにおける

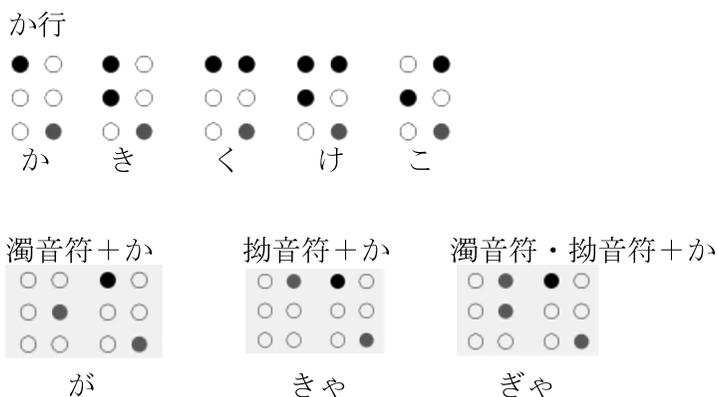


図1 点字による日本語表記

直拗の対立を分析したものであって、平安時代語には適用すべき事例が見当たらないのではあるが、「拗」の要素がプロソディに通じる性質を持つという分析がありうることを示唆する。

ポコポコ：ピョコピョコ、カタカタ：カチャカチャ、カサカサ：カシャカシャ、
 ポタポタ：ポチャポチャ、ザブザブ：ジャブジャブ、ノロノロ：ニヨロニヨロ

「拗」の要素をプロソディ的に捉えるとは、いかなる原理によるのか？

かつて服部四郎は、現代東京方言の音韻論的解釈において、直音と（開）拗音の対立、たとえばカとキャの対立を、母音音素の対立 /ka/ : /kä/ → 子音音素の対立 /ka/ : /k^ha/ → 半母音音素の有無の対立 /ka/ : /kja/ というように解釈を三転させた（服部 1951・1955）。音声の面で、拗音は音節全体が口蓋性を帯びると観察していることが、これらの解釈の前提となるのであろう。つまり直音音節に口蓋性が被さることにより、開拗音音節になるという理解もありうることを示唆される。同様に、現代方言に残る合拗音は、音声的に、クワ [k^wa] のように円唇化した [k] で実現することが多いので、やはり直音音節に円唇性が被さることにより、合拗音音節になるという把握がありうることになる。

以上のような、直音の CV 音節全体に口蓋性・円唇性が被さることにより開拗音・合拗音になるという音把握が、守護国界主陀羅尼経長保頃点において、開拗音・合拗音のすべての仮名音注が直音表記されることのベースにあったのではないだろうか。

4.4. 小結

多くの資料において開拗音は2単位的に受容されているのに対し、開拗音全般を1単位的に受容していると解される、石山寺本守護国界主陀羅尼経長保頃点は、平安中期の外来語音受容の多様性の一端を如実に伝える資料として、きわめて注目す

べきものである。

一方、合拗音の場合、守護国界主陀羅尼経における1単位性は、一般的な資料における1単位性とは、表記の面で明らかに異質である。そもそも一般的な資料における合拗音の1単位性が何に由来するものであるのかは、いくつかの可能性があり、なお考えるべき問題が残されている（肥爪 2019・2022）。

5. 最後に

以上、平安時代の仮名表記について、特に「書き分けない」音韻に着目して、いくつかの問題を取り上げた。清濁の対立を書き分けないことについては、亀井（1965）以来、これを「にごり」が持っているプロソディ的な性質と結びつける解釈が行われてきた。本稿では、促音・量的撥音便の撥音が表記されなかった（零表記であった）ことについても、これらの要素の、音長というプロソディの範疇に入りうる性質を反映したものであると考えた。さらに、特殊な事例ではあるが、石山寺本守護国界主陀羅尼経長保頃点のような、仮名音注において開拗音・合拗音をすべて直音表記する方式も、一般的な開拗音の2単位的な把握・合拗音の1単位的把握とは異なる、「拗」の要素をプロソディ的に把握したものであった可能性を指摘した。つまり、平安時代の仮名表記における「書き分けない」要素は、いずれもプロソディまたはそれに準じる性質を帯びたものであって、たとえ外来音・新音韻など、既存の仮名の体系の外側にある要素であっても、プロソディ的な把握に馴染まないものは、何らかの表記を工夫し、書き分けることを志向することが見込まれるのである。

参考文献

- 犬飼隆（1992）『上代文字言語の研究』東京：笠間書院。
 犬飼隆（2005）『木簡による日本語書記史』東京：笠間書院。
 大概信（1999）「にごり」『北海道大学 国語国文研究』112: 左 61-51。
 大坪併治（1953）「石山寺本守護国界主陀羅尼経の訓点」『国語国文』22(11): 39-51。
 亀井孝（1965）「かなはなぜ濁音専用の字体をもたなかったか—をめぐってかたる」『一橋大学 人文科学研究』12。→『亀井孝論文集5』（1986）63-150。東京：吉川弘文館。
 木田章義（1978）「濁音史摘要」『論集日本文学・日本語1 上代』285-306。東京：角川書店。
 清瀬義三郎則府（1985）「平安朝波行子音 p 音論」『音声の研究』21。→『日本語学とアルタイ語学』（1991）162-179。東京：明治書院。
 小林芳規（1963）「訓点における拗音表記の沿革」『王朝文学』9。→『論集日本語研究 中世語』（1980）189-204。東京：有精堂出版。
 小林芳規（1971）「中世片仮名文の国語史的研究」『広島大学文学部紀要』特集号 3。→『小林芳規著作集 第一巻』（2021）206-395。東京：汲古書院。
 小林芳規（1972）「国語史料としての高山寺本古往来」高山寺典籍文書総合調査団（編）『高山寺本古往来・表白集』、高山寺資料叢書第二冊。東京：東京大学出版会。→『小林芳規著作集 第二巻』（2022）110-207。東京：汲古書院。
 小林芳規（1979）「乙点図所用の訓点資料について」（『中田祝夫博士功績記念 国語学論集』）
 →『平安時代に基つた漢文訓読史の研究 IV 中期訓読語体系』（2012）107-191。東京：汲古書院。
 小松英雄（1971）『日本声調史論考』東京：風間書房。
 築島裕（1963）「ツンザクとヒツサグの語源について」『国語学』54: 1-9。

- 築島裕 (1969) 『平安時代語新論』東京：東京大学出版会。
 豊島正之 (1992) 「濁音法則」「清濁」『三省堂ぶっくれっと』97・98。
 中田祝夫 (1951) 「中古音韻史上の一問題」『国語学』6。→『古点本の国語学的研究 総論篇』(1954) 989-1019。東京：講談社。
 沼本克明 (1972) 「高山寺本古往來の音韻」高山寺典籍文書綜合調査団 (編) 『高山寺本古往來・表白集』, 高山寺資料叢書第二冊。684-725。東京：東京大学出版会。
 服部四郎 (1951) 『音韻論と正書法—新日本式つづり方の提唱—』東京：研究社。
 服部四郎 (1955) 「音韻論 (1)」『国語学』22。→服部四郎 (1960) 『言語学の方法』東京：岩波書店。
 肥爪周二 (2001) 「ウ列開拗音の沿革」『訓点語と訓点資料』107: 1-18。
 肥爪周二 (2008) 「撥音史素描」『訓点語と訓点資料』120: 12-27。
 肥爪周二 (2019) 『日本語音節構造史の研究』東京：汲古書院。
 肥爪周二 (2022) 「漢字音の拗音と外来語の拗音」『日本語学論集』18: 17-27。
 R. Armin Mester and Junko Itô (1989) Feature predictability and underspecification: palatal prosody in Japanese mimetics. *Language* 65: 258-293.

引用資料 (原本調査以外)

- 高山寺本古往來：高山寺典籍文書綜合調査団 (編) (1972) 『高山寺本古往來・表白集』, 高山寺資料叢書第二冊。東京：東京大学出版会。
 金光明最勝王經平安初期点：西大寺本／『春日政治著作集 別巻』(1985) 東京：勉誠社。
 法華義疏長保4年点：石山寺本／中田祝夫 (1957) 『古点本の国語学的研究 訳文篇』東京：講談社。
 前田本日本書紀院政期点：石塚晴通 (編) (2002) 『日本書紀』, 尊經閣善本影印集成 26。東京：八木書店。
 法華經单字：保延本／貴重図書影本刊行会 (1933) 『法華經单字』
 古今和歌集：高野切／『高野切第一種～第三種』, 日本名筆選 1, 3, 5。東京：二玄社。
 源氏物語絵巻：田島毓堂 (編) (1994) 『源氏物語絵巻詞書総索引』, 古典籍索引叢書 4。東京：汲古書院。

執筆者連絡先：

東京大学大学院人文社会系研究科

e-mail: hizume[at]l.u-tokyo.ac.jp

[受領日 2022年8月31日

最終原稿受理日 2022年12月5日]

Abstract

Phonemes that were not Written Distinctively in the Heian Period

SHUJI HIZUME

The University of Tokyo

This study examines how linguistic elements that could not be expressed in *hiragana* and *katakana* were written in the Heian period, focusing on cases where people chose not to indicate certain distinctions in writing. Given that *sei-daku* consonants were not written distinctively, that geminate consonants and a part of moraic nasals were not notated, and that the notation of certain materials did not reflect *kaiyō-on* (CjV) or *gōyō-on* (CwV), it is presumed that these sound variants were perceived as prosodically conditioned.